

インフルエンザの発症から再登校（園）までの流れ

掛川市教育委員会

1

● インフルエンザが疑われる症状の発症

医療機関を受診してください。掛川市・菊川・御前崎市内の医療機関には「インフルエンザ罹患証明書」が用意されています。不明な点は学校（園）へお問い合わせください。

2

● 医療機関受診・インフルエンザ罹患証明書の発行

インフルエンザと診断されたら、「インフルエンザ罹患証明書」に発症日等を医師に記入していただきます。

3

● 学校（園）に電話で報告

学校（園）に電話で、次の3点を報告してください。

①児童生徒の氏名、②学年・クラス、③罹患証明書に記載されている発症日

4

● 自宅安静、発熱の経過を記録

発症後5日かつ解熱後2日（幼児にあつては3日）を経過するまでは登校（園）できません。自宅で安静に過ごしてください。

罹患証明書には、「インフルエンザ経過報告書【保護者記入】」があります。毎日、午前と午後に1回ずつ検温の上、記入をお願いします。

5

● 必要期間安静後、インフルエンザ罹患証明書をもって登校（園）

昨年まで医師による登校（園）許可のための診察と「登校許可書」が必要でしたが、令和2年9月1日以降は、インフルエンザ罹患証明書のみとなります。

学校（園）で「インフルエンザ経過報告書【保護者記入】」を確認させていただき、登校（園）を許可します。

登校許可を得るために医療機関を再受診する必要はありません。

登校後に学校から「出席停止のお知らせ」を発行します